

調査改善計画								令和7年度上半期自己評価結果（対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標（原則、定量的に記載）		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
								目標達成予定時期					定量的	定性的			
	○	調査改善に向けた審査・管理の充実 内閣官房等の5年度の競争入札における一者応札であった実績は410件、約232億円（競争入札949件、368億円）で全体に占める割合では、件数が約43.2%、金額が約62.9%を占めている。7年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。 また、競争性の確保などに向けて不落・不調となった案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施する。	（1）前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。 - 入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 - 可能な限り調達事務を前倒しし、公示期間だけでなく十分な履行期間を確保。 - 受注実績、資格要件についての緩和を検討。 - 入札に参入可能な事業者の事前調査。 ■ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。なお、入札予定案件の事前公表の際、前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載。 - 調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 - 過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 - 業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入事業者を確保。 ■ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成することとし、類似の優良事例となりうる過去の仕様書など、作成者へ積極的に情報提供を行う。 - 可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 ■ 公表後（入札公告前）の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上	A	－ （右取組（試行）は29年度開始）	前年度一者応札案件（7年度も継続のもの）について、件数ベースで6年度以上の改善を目指す。 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	7年度	A	－	調達予定案件の定期的なホームページへの公表（前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載）。本省においては、メルマガによる積極的な情報発信、地方支分部局においては、建設新聞への情報提供を実施。 十分な履行期間を確保したうえで、可能な限り公表・公告期間を確保。（市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ30日以上公表、公告の期間を確保。）特に国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、 - 原則30日以上公表・公告期間を設定 - 入札説明会を開催 など、業務内容の理解促進に努めた。 一方で、 - 過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等 - 過去の成果物について、仕様書においてURLの明示を引き続き実施。	B	【本省】 6年度一者応札案件（7年度も継続のもの）170件のうち、50件が複数者応札に改善。（改善率29.4%） ※5年度一者応札案件（6年度も継続のもの）174件のうち、60件が複数者応札に改善。（改善率34.5%） ・メルマガ登録者数は、7年9月末時点で1,671名となっている。（7年3月末時点1,691名） 【地方支分部局】 6年度一者応札案件（7年度も継続のもの）5件のうち、1件が複数者応札に改善。（改善率：20%） ※5年度一者応札案件（6年度も継続のもの）2件のうち、1件が複数者応札に改善。（改善率：50%）	積極的な情報発信により、参加者へのサービス向上に寄与している。	随時	公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度の行き詰まり感が否定できない。 引き続き、入札等監視委員会や監査アドバイザーにより、入札参加資格要件や調達手法の検討を実施していく予定。	引き続き実施。 業務に支障のない範囲で可能な限り入札参加資格要件等の緩和を引き続き検討。 また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物などの参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形で提示。
			（2）上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。 ■ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 ■ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和（等級、地域、品目の撤廃）。特に等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。						A	29年度	事業実施決裁時における一者応札対応状況シートの添付。 入札公告実施決裁時における前年度の入札参加条件等の明記。	A	－	決裁時において、一者応札の対応策が明示しているため、前年度との差がイメージできる。	随時	－	引き続き実施。
			（3）上記取組に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をホームページへ公表。						A	元年度	公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において決定された『随意契約の適正化の一層の推進について』において、第三者機関が一者応札を重点的に監視することとなっていることから、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、前年度においても一者応札であったものを抽出し議事概要等をHPに公表することとした。	A	－	入札等監視委員会で審議された一者応札の案件について議事概要をHPに掲載した。	随時	－	引き続き実施。
			（4）不落（及び不調）となった個別案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施。 ※入札への参加は事業者の自由意志であることから、不調については可能な範囲での実施。						A	6年度	該当案件を抽出し、その要因分析等を行った。	A	－	入札参加者や参考見積り提出業者にヒアリング等を実施し、不落（及び不調）となった要因を把握するとともに、引き続き再発防止・抑止策を実施した。 【再発防止策の例】 - 市場価格調査の活用などにより、適正かつ合理的な価格の積算による予定価格の設定 - 新規事業者の参入による更なる競争性確保のため周知期間の拡大 - 契約締結日前の事業者準備期間の確保（公示日の前倒しにより対応） - 発注時期の見直し	随時	人件費や資材価格の高騰及び人員確保の困難などの経営判断を理由に辞退や不参加となる業者が多く見られた。 ヒアリング結果等を踏まえ、引き続き地道に再発防止・抑止策を実施していくことが重要と考える。	引き続き実施。
			（5）遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について 1. 仕様書の標準化 2. 入札公告期間の延長 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料の配布 4. 入札日から履行開始までの期間延長の拡大 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載の追加することにより、競争性を高める。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。						A	－	1. 仕様書を標準化した。 2. 14営業日であった入札公告期間を引き続き21営業日確保した。 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料を配布した。 4. 3月上旬としていた入札日を2月末に早め、履行開始までの期間延長を拡大した。 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載を追加した。	A	6年度と同一案件である3件について公募を実施した。 また、公募を実施した案件のうち1件については複数者応募により一般競争入札へ移行した。	公募価格交渉を実施し経費の削減に努めた。	随時	－	引き続き実施。
			（6）防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。						A	29年度	入札案件については、十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等を昨年度に引き続き実施。	A	6年度一者応札案件21件のうち、2件が複数者の応札に改善した。 また、1件を新たに公募に移行し、価格交渉を実施した。	－	随時	－	引き続き実施。
			（7）勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施し、近年の原材料費・人件費の大幅な高騰を考慮し、製造単価の見直しを行った。見直しの結果、全体的に製造単価は上昇しているものの、予算額の増加を可能な限り抑制すべく購入数を調整して予算額を決定しており、これに基づき調達を実施。 他の公募による調達案件については、近年褒章品を製造する職人が不足しており、今後調達数の維持が困難になる可能性が高いため、5年度から公募に参加し条件を満たした業者全てと契約するよう見直ししており、7年度も引き続き実施。						A	－	勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程における価格交渉による予算単価に基づき調達を実施。 他の公募案件については、公募に参加し条件を満たした業者全てと契約することとしている。	A	価格交渉を行ったものの、昨今の物価上昇等により褒賞品の製造単価も上昇することとなったが、在庫の適切な管理による購入数の調整により、予算額の増加は可能な限り抑制したうえで授与に必要な数を調達できている。 公募案件は、公募に参加し条件を満たした業者全てと契約することとしているが、調達物品の特殊性もあり参加者は増えていない。	－	随時	褒賞品の製造単価は、人件費高騰、物価上昇による材料費の高騰により全体的に大幅な値上げが見込まれており、8年度以降も予算の増額が必要となっている状況。 また、公募案件の塗箱と綫については、職人の不足により製造能力が落ちており、調達数の維持が課題となっている。	引き続き実施。

【様式１】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画									令和7年度上半期自己評価結果（対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							目標達成予定時期					定量的	定性的					
		○ 調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。	業務の効率化	A	4年度	本取組により調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	7年度	A	4年度	入札説明会のオンライン化の推進。 電子メールによる見積書や請書等の徴取の推進。 電子調達システム（Government Electronic Procurement System: G E P S）の活用の推進。	A	入札案件487件を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 電子入札率は6年度上半期67.1%（334件／498件）から7年度上半期71.7%（349件／487件）に、電子契約率は6年度上半期91.0%（304件／334件）から7年度上半期96.6%（337件／349件）に上昇した。 なお、本件数／利用率は、システムによってデジタル庁が抽出したものである。 ※各用語の定義は欄外のとおり。	【本省】 G E P Sの活用について、入札への参加方法は原則G E P Sとし、紙入札にて来訪した事業者には入札終了後にG E P Sを利用した入札手続きの説明、リーフレットの配布などを行うことで、G E P Sでの入札参加を促した。 【地方支分部局】 同上	随時	-	引き続き実施。	
		○ 中小企業者の受注機会の増大	調達するサービスの質に与える影響に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める。 ・入札参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術等を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められ、かつ、入札参加者の確保が図られる場合には、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努める。また、一者応札に留意しつつ、予定価格が低いものに関しては下位等級者に限定した入札実施を検討する。 ・新規事業者等への幅広い声掛けなど、事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。また、物価・人件費等の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上	A	7年度	本取組により中小企業者の受注機会の増大に資する。	7年度	A	7年度	入札参加資格の弾力的運用。 市場価格調査の活用。 適切な予定価格の設定。	A	一者応札にならないよう留意しつつ、予定価格が1,000万円を超えない15件について、資格要件をC及びDに限定して入札を実施した。 ※6年度上半期 8件	予定価格に作成については市場価格を参考にするよう徹底した。	随時	-	引き続き実施。	
		○ 調達手法の改善（随意契約への移行）	一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 複数にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」（1）（2）の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 一方、公募に切り替えた後も引き続き3年にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。 また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、随意契約審査委員会で厳正な審査を行ったうえで、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。 他方、随意契約へ切り替えた後一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	- （右取組（試行）は29年度開始）	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	7年度	A	-	【本省】 新規案件として以下の3件を公募による随意契約に切り替え調達し、価格交渉を実施。 ・令和7年度状況共有ツール保守業務 ・迎賓施設に係るキャッシュレス決済利用による参観料の決済代行等業務 ・令和7年度原子力災害現地対策本部向け車両用燃料の購入 【地方支分部局】 新規案件として以下の1件を公募による随意契約に切り替え調達し、価格交渉を実施。 ・令和7年度一般定期健康診断単価契約（本島内）	A	【本省】 7年度上半期 3件 当初提示額比35万円の減 ※6年度上半期 1件 当初提示額比45万円の減 【地方支分部局】 7年度上半期 1件 当初提示額比113万円の減 ※6年度上半期 3件 当初提示額比234万円の減	【本省】 - 【地方支分部局】 -	【本省】 随時 【地方支分部局】 随時	【本省】 - 【地方支分部局】 -	【本省】 対象となる案件があれば、引き続き実施。 【地方支分部局】 同上	
		○ 価格交渉の推進	（1）「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・価格交渉シートの手順により契約予定者と価格交渉を行い、契約内容や価格交渉の経緯を価格交渉シートに記録する。 ・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。 															

【様式2】その他の取組

具体的な取組内容	新規継続 区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
システム関係経費 ・デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 ・運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。 ➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。	継続	【本省】 ○デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 <		

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
調達担当職員の養成・外部専門家の活用 ・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。 ・会計実務研修について、弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。 ・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。 ➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。 ・特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。	継続	民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用した履行管理により、経費の削減を目指した。	-	【衛星センター】 民間コンサルティング会社等の専門的知見を製造や試験の適切な管理に反映することができた。 【遺棄】 民間コンサルティング会社の知見を活用することで、適切な契約金額等を確認することができた。
カード決済 ・既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。 ➡ 光熱費支払いの事務負担を軽減。	継続	・電気・ガス料金支払い時におけるカード決済の利用についての検討。	・電気・ガス料金の支払いについては、現金または口座振替に限定されており、カード決済による支払いは認められていない。	・電気・ガス料金は、庁舎内で電気・ガスを使用した食堂等の業者も負担することから、国使用分の小切手及び各業者使用分の現金を合算し銀行窓口で支払いを行っている。このような特殊事情から、小切手による支払いが必要な場合もある。
旅費業務の効率化 ・「旅費業務の標準的な取扱い」（2024年12月各府省等申合せ）に基づき以下の取組を行う。 ①割引制度や出張バック商品等を最大限活用。 ②チケット手配等業務のアウトソーシングを継続して実施。 ③旅行者への旅費支払いの迅速化を図る。 ・担当職員が使用する改正旅費法に準拠した手引書の改訂及び周知を行う。 ➡ 旅行者の経済的負担回避及びチケット手配等の負担軽減並びに担当職員の事務の効率化を推進。	継続	アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、継続している）。出張バック商品等を最大限活用。	出張の回数・行程により削減される旅費の金額が変動するため、定量的な効果の算定はできない。	旅券手配等のアウトソーシング実施により、出張者のチケット手配の事務負担の軽減が図られた。
適正な物品管理 ・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。 ➡ 物品調達経費の適正化。	継続	備品、消耗品の在庫管理を徹底し、部局間等において効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減。	【本省】 部局間供用換え・物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品：25回（59個）、内閣官房5回（7個） 内閣府・内閣官房間で管理換え ・備品：2回（12個） 【地方支分部局】 物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品：2回（2個）	-
会計業務の効率化 ・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約化するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。 ・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。 ・仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。	継続	・タクシーチケットの共通化 ・会場候補の情報共有 ・随契審査委員会における対応 ・会計事務に係る手引きの整備 ・仕様書様式の統一化	-	・30年度から全社共通のタクシーチケットを導入したことにより、利用者の利便性向上や、タクシーチケットの管理事務の効率化が図られている。 ・部局より依頼のあった場合は個別に共有している。 ・随意契約審査委員会をオンライン開催する等により、事務手続きの一部簡略化を図った。 ・引き続き最新の情報の共有に努める。 ・担当内で情報共有するとともに、大幅な変更を伴う場合においては、全部局に周知を行っている。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日)

様式3

外部有識者の氏名・役職【金井 睦美 監査アドバイザー】 意見聴取日【令和7年10月23日（木）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 7年度上半期に実施した取組と自己評価全般へのご意見	「一者応札の改善」への取組は、前年度一者応札であった継続案件のうち51件（改善率29.1%）が複数社応札に改善しており成果も見られるが、前年度の同数値61件（改善率34.7%）より低下している。複数年一者応札が継続している案件については、積極的に公募随意契約への移行を検討されたい。	ご指摘のとおり、引き続き公募随意契約への移行を検討し、価格交渉を含め経費削減に取り組んでまいりたい。特に、直近の入札等監視委員会にて指摘のあった複数年にわたり同一事業者による一者応札となっている案件については、次年度からの調達より公募に移行すべく速やかに調整を図ってまいりたい。
	今年度から新たに設定された「中小企業者の受注機会の増大」への取組については、資格要件をC及びDに限定した入札を上半期に15件実施し、昨年度8件より増加している。引き続き、可能な案件は実施するとともに、新規事業者等への幅広い声掛けなどにより、競争性を向上させ、一者応札の改善に資するような取組にも期待する。	今後は予定価格が1千万円以下で「総合評価落札方式」を採用している案件について内容の精査を行ったうえで、事業者の負担となっている技術提案書の作成を要しない「最低価格落札方式」に調達方式を変更し、中小企業者の受注機会の確保と複数者応札に寄与する取組を実施してまいりたい。
	調達事務の効率化に資する取組「調達事務のデジタル化」において、電子入札率は6年度上半期67.1%（334件／498件）から7年度上半期71.7%（349件／487件）に、電子契約率は6年度上半期91.0%（304件／334件）から7年度上半期96.6%（337件／349件）に上昇した。調達事務の負担軽減化への対応も重要であることから、更なる向上に期待する。	官側の環境は整っているところ、引き続き、電子調達に必要な環境が整っていない事業者に対して、電子調達のメリット等を説明し、環境整備が促進されるよう努力してまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【坂本 正徳 デジタル統括アドバイザー、佐藤國夫 情報化参与】 意見聴取日【令和7年10月24日（金）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 7年度上半期に実施した取組と自己評価全般へのご意見（システム関係）	令和7年度改善計画の課題としていた、価格交渉の推進については、PMO審査段階における見積書の精査を行い、システム構築等のプロジェクトに於いて、管理費用が著しく過大になっていないか、等の精査を行っている。引き続き、監視を続ける必要がある。	随意契約によらざるを得ない案件については、引き続き見積書の精査や価格交渉を行い、より適正な価格となるよう取組を推進してまいりたい。
	PMOにおける調達審査については、前広に仕様書作成前から相談対応を実施している。政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインが令和7年度に改定され、最高情報セキュリティアドバイザーの基本対策事項として「日常的な相談対応」が追加される見込みであるため、情報セキュリティを重点として解説するもの。適切な調達仕様書の短時間での作成を勧奨することとなり、効果は上がっていると思料する。	引き続き担当部局に対して早い段階でPMOへ連絡、相談するよう指導し、適切な仕様書の早期作成、調達手続きの前倒し等に努めてまいりたい。
	システム関係経費における仕様書の適正化については、デジタル社会推進標準ガイドライン群の令和7年度改定、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の令和7年度改定に合わせて調達仕様書の各種ひな形を見直し、内閣官房ポータルサイト上に公開している。引き続き、政府機関等の情報システム調達等における評価制度、各種標準についての改廃や更新を鑑みて、ひな形の改善を続ける必要がある。	調達仕様書については、最新の各種ひな形に沿って作成するとともに、要件等を精査した上で適切に作成するよう努めてまいりたい。
	一者応札回避に向けて、機能要件・非機能要件を出来るだけ詳しく記述することで調達しようとする内容の明確化・具体化・定量化を図られており、新規業者が参入しやすくなることが期待できる。	引き続き、仕様書に機能要件等をより具体的かつ定量的に記載するとともに、遵守すべき標準ガイドライン等を記載し、仕様書をより明確にすることで、複数者による応札となるよう適正な調達に取り組んでまいりたい。
	適正な調達に向けて、「標準ガイドライン」、「統一基準」、「情報セキュリティポリシー」を遵守することを仕様書の中で明記されており、適正な調達につながることを期待できる。	